

第4次旭川市食育推進計画 骨子案

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨・目的

- 本市では平成19年に「旭川市食育推進計画」を策定し、平成24年度からは「第2次旭川市食育推進計画」、平成29年度に「第3次旭川市食育推進計画」を策定し、関係機関と連携しながら市民の食育推進に取り組んできた。
- 現計画が令和4年度で計画期間が満了することから、引き続き本市の食育を総合的に推進するため、食を取り巻く情勢の変化や課題を踏まえ、第4次旭川市食育推進計画を策定する。

2 計画の位置付け

- 食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画
- ※ 関連する計画との整合性を図る
 - ・ 第4次食育推進基本計画、第4次北海道食育推進計画
 - ・ 第8次旭川市総合計画、健康日本21旭川計画
（関連する主な計画（（仮）旭川市食品ロス削減推進計画、旭川市子ども・子育てプラン、旭川市学校教育基本計画など）
- SDGsとの関係

3 計画の期間

- 令和5年度から令和9年度までの5年間

第2章 現状と課題

■第2章の構成■

○第3次計画の「食育推進の基本的な方向性」の項目ごとに、これまでの取組、現状、これからを踏まえた課題を整理。

※<取組>の記載内容

- ・第3次計画に基づき進めてきた主な取組

<現状>の記載内容

- ・第3次計画の指標項目等

<課題>の記載内容

- ・改善を要する事項、引き続き取組を要する事項等

「食育推進の基本的な方向性」

- 1 「食」の大切さについての理解と実践
- 2 安全・安心な食の推進
- 3 地産地消を生かした食育の推進
- 4 関係者が連携した食育の推進

1 「食」の大切さについての理解と実践

- (1) 食生活と健康に対する意識の向上
- (2) 家庭における食育の推進
- (3) 地域における食育の推進
- (4) 学校や保育所等における食育の推進

2 安全・安心な食の推進

- (1) 安全な食材、食品の提供
- (2) 安全に関する知識や情報の提供

3 地産地消を生かした食育の推進

- (1) 地場農産物等の活用と情報提供
- (2) 生産者と消費者の交流

4 関係者が連携した食育の推進

- (1) 関係機関・団体・行政が連携した食育の推進

第3章 食育推進の方向性

■第3章の構成■

- 第3次計画で掲げている「基本理念」「目標」「スローガン」「基本的な方向性」については、基本的には継続するが、食を巡る環境は大きく変化してきているため一部変更し、それに沿った基本施策を明記する。
- 計画の推進状況を客観的に把握するため、指標項目と数値目標を設定する。
- 数値目標については、①目標を達成しておらず、引き続き目指すべきもの、②新たに設定する必要があるものとする。

1 食育の目標

《基本理念》

生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らす、豊かな人間性の実現

《目標》

- 1 食について、自分で判断できる力を身に付けます
- 2 心身の健康を育むため健全な食生活を実践します
- 3 自然の恵みに感謝し、食べ物を大切にします

《スローガン》

おいしいものをおいしく食べよう～食は生きる力～

2 食育推進の基本的な方向性

第3次計画と同様に基本理念の実現を目指し、5つの基本的な方向性に基づき食育を推進

(1) 「食」の大切さについての理解と実践

- 基本施策 1 心身の健康を支える食育の推進
- 基本施策 2 家庭における食育の推進
- 基本施策 3 地域における食育の推進
- 基本施策 4 学校や保育施設等における食育の推進

(2) 環境に配慮した食育の推進

- 基本施策 5 食品ロスの削減と食品リサイクルの推進

(3) 安全・安心な食の推進

- 基本施策 6 安全な食材、食品の提供
- 基本施策 7 安全に関する知識や情報の提供

(4) 地産地消を生かした食育の推進

基本施策 8 地場農産物等の活用と情報提供

基本施策 9 生産者と消費者の交流

(5) 関係者が連携した食育の推進

基本施策 10 関係機関・団体・行政が連携した食育の推進

3 計画の指標

取組の成果や達成状況を客観的に評価するため、指標項目と数値目標を設定。

4 計画の体系（図）

第4章 食育推進の取組

■第4章の構成■

○第3次計画の評価や国の第4次食育基本計画における重点課題等を踏まえ、「重点施策」を設定する。

【重点施策】

基本施策1 心身の健康を支える食育の推進

基本施策2 家庭における食育の推進

基本施策3 地域における食育の推進

1 食育の推進に向けて

○食育を総合的かつ計画的に推進するための必要事項

○計画を適切に推進するため、P D C Aサイクルに基づく進行管理を行うことと明記する。

2 具体的な取組

「基本施策1～10」に基づく内容及び具体的な取組等について記載する。

(各施策に関連が深いS D G s項目も記載)

1 食育の推進に向けて

(1) 食育を総合的かつ計画的に推進するための必要事項

◆多様な関係者の連携・協働の強化

食育に係る多様な関係者が、その特性や能力を生かし、主体的にかつ、互いが密接に連携・協働して、多様な取組を推進していくことが重要。

例えば、「あさひかわ食育推進月間」(8, 9月)について、行政及び関係機関・団体等が連携して取組を広めるとともに、多方面からの積極的な普及活動により市民の食育への関心の底上げを目指すなど。

◆行政による総合的な施策の推進

多様な関係機関・団体等と連携・協働し、食育の推進に努める。

◆実践の環を広げる

食に関する知識を身に付け、健康的な食生活を実践することにより、心と身体の健康を維持し、いきいきと暮らすことができる。そのためには、市民一人一人が食育の基本理念を実現するための「市民の食育10の実践ポイント」の実践に努める。

<市民の食育 10 の実践ポイント>

(2) 計画の進行管理

○第4次計画では、掲げた目標の達成に向け、毎年取組を検証、改善しながら計画を推進する P D C A サイクルに基づく進行管理を行う。

2 具体的な取組

(1) 「食」の大切さについての理解と実践

基本施策 1	心身の健康を支える食育の推進	
関係が深い S D G s 項目		

※ポイント

- 食育への関心の向上
- 子供から高齢者まで生涯を通した食育の推進
- 食生活や健康に関する知識と実践（生活習慣病予防、適切な栄養摂取等）

主要事業	主な取組内容
(ア) 食育に関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○あさひかわ食育推進月間の実施 ○食育に関する各種講座等の開催 ○食育バランスガイド等の普及 ○ホームページや各種メディア等を通じた P R の実施
(イ) ライフステージに応じた食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフステージに合わせた各種講座、普及啓発の実施 ○食機能に合わせた食品の加工販売の支援
(ウ) 食生活と健康に関する知識の習得と実践への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○食生活や健康に関する出前講座の開催 ○生活習慣病予防のための健康講座等の開催 ○健康相談、栄養相談、歯科相談の実施

基本施策 2	家庭における食育の推進			
関係が深いS D G s 項目	   			
	1 貧困をなくす	2 餓餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	5 ジェンダー平等を実現しよう

※ポイント

- 家庭における子供への食育の推進
- 生活リズムの確立（規則正しい食生活）
- 子育て世代の食や料理への关心や知識

主要事業	主な取組内容
(ア) 家庭における子供への食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○親（保護者）や子供を対象とした講座や料理講習会等の開催 ○離乳食の進め方や幼児期のレシピの紹介 ○共食推進のための普及啓発
(イ) 食や料理に関する知識と技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○栄養バランスや食文化、調理技術等に関する講座・料理講習会等の開催 ○簡単で実践しやすいレシピの作成・紹介

基本施策 3	地域における食育の推進			
関係が深いS D G s 項目	   			
	1 貧困をなくす	2 餓餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	5 ジェンダー平等を実現しよう

※ポイント

- 地域住民や団体が主体となった食育や食生活改善活動の推進
- 多様な暮らしに対応した食育の推進
- 地域における食環境の整備

主要事業	主な取組内容
(ア) 食育を推進する人材の育成と活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○食生活改善推進員の養成と活動の推進 ○人材を活用した講習会等の開催
(イ) 食育普及啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体等による普及啓発活動
(ウ) 食環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○あさひかわ食の健康づくり応援の店の推進 ○地域における共食の機会の提供 ○給食施設における適切な衛生・栄養管理の推進

基本施策 4	学校や保育施設等における食育の推進				
関係が深いS D G s 項目	    				

※ポイント

- 学校や保育所等における給食や指導を通じた食育の推進
- 保護者への情報提供や家庭との協力による食育の推進

主要事業	主な取組内容
(ア) 学校における食に関する指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○食に関する指導の充実 ○食の体験活動の推進 ○行事や給食だより、試食会等を通じた保護者への情報提供
(イ) 給食における地場農産物の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○旭川産の米や米粉の活用 ○旭川産を中心とした各種の地場農産物の活用
(ウ) 保育施設等における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○食の体験活動の推進 ○給食を通じた食育の推進 ○保護者への食育に対する意識啓発 ○給食担当者への講習会開催 ○給食における地場農産物の使用促進

(2) 環境に配慮した食育の推進

基本施策 5	食品ロスの削減と食品リサイクルの推進				
関係が深いS D G s 項目	    				

※ポイント

- 食品ロスに関する意識の向上
- 食品ロス削減に向けた情報発信
- 未利用食品等の有効活用
- フードマイレージの視点から見た地産地消

主要事業	主な取組内容
(ア) 食品ロス削減に向けた取組 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○食品ロス削減に向けた情報発信 ○食品ロスを発生させない取組の推進 ○未利用食品等を有効活用する取組の推進

(3) 安全・安心な食の推進

基本施策 6	安全な食材、食品の提供	
関係が深いS D G s 項目		

※ポイント

- 安全な食品の生産・販売への取組
- 生産者や農業関係者、食品関係事業者等の知識・技術の向上
- 食品の製造、調理、販売を行う施設への適切な指導

主要事業	主な取組内容
(ア) クリーン農産物の生産拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○クリーン農産物認証取得の推進 ○クリーン農産物販売拡大のためのPR活動の実施
(イ) 製造技術及び衛生管理技術の向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○技術向上のための講習会の開催や講師の派遣 ○食品の依頼検査の実施 ○H A C C Pに基づく衛生管理導入評価の実施
(ウ) 食品衛生監視指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○食品営業施設、給食施設等の監視指導の実施 ○食品収去検査の実施

基本施策 7	安全に関する知識や情報の提供	
関係が深いS D G s 項目		

※ポイント

- 安全な食品の生産・販売への取組の推進
- 生産者や農業関係者、食品関係事業者等の知識・技術の向上

主要事業	主な取組内容
(ア) 食品管理等の知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○食品衛生に関する講習会の開催や講師の派遣 ○食中毒予防等に関する情報提供
(イ) 食の安全に関する知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○賞味期限及び消費期限や保存方法等、食品衛生に関する知識の普及 ○アレルギー表示等、個々の食選択に係る知識の普及

(4) 地産地消を生かした食育の推進

基本施策 8	地場農産物等の活用と情報提供		
関係が深いS D G s 項目			

※ポイント

- 地場農産物の地元での消費拡大（家庭、給食、飲食店、食品加工での活用）
- 市民の地場農産物や農業への関心を高める取組の実施
- 輸送に係る環境負荷の軽減

主要事業	主な取組内容
(ア) 地場農産物の地元消費拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○旭川産米や旭川産野菜等の消費拡大のためのP R活動の実施 ○地場農産物直売支援や市内流通の拡大推進
(イ) 地場農産物を加工した加工食品の開発と利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○地場農産物を活用した商品開発の支援 ○対象に特化した地場産物を活用した食品開発の支援及びP R活動の実施
(ウ) 地場農産物等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○イベント及びホームページ等を活用した情報提供 ○地場農産物等に関する講座等の開催 ○地場農産物等を活用した料理レシピの作成・紹介

基本施策 9	生産者と消費者の交流		
関係が深いS D G s 項目			

※ポイント

- 農業体験等を通じた食や農への理解の促進

主要事業	主な取組内容
(ア) 農業体験活動等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○農業体験活動の推進 ○生産者と消費者の交流事業の実施 ○イベント等における生産者と消費者の交流の推進

(5) 関係者が連携した食育の推進

基本施策 10	関係機関・団体・行政が連携した食育の推進
関係が深いS D G s 項目	 

※ポイント

- 関係機関・団体・行政が連携した食育の推進が重要

主要事業	主な取組内容
(ア) 関係機関・団体・行政が連携した食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○あさひかわ食育推進月間の実施 ○各種のイベントや事業を通じた連携の強化 ○情報共有の推進と意見交換の積極的な実施